# ID:　145-2

## 担当部署:　建設課

|  |  |
| --- | --- |
| **処分の概要** | 過料 |
| **例規名****根拠条項** | 藤崎町新生寮に関する条例　第26条 |
| **例規番号** | 平成17年条例第106号 |
| 【根拠条文】(罰則)第26条　町長は、入居者が不正の行為により、家賃又は敷金の全部又は一部の徴収を免れたときは、その免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。【基準】根拠条文に同じ。 |
| 備考 |  |
| 【共通担当部署】住民課建設課 |
| **設定年月日** | 平成27年10月13日 | **最終変更年月日** | 　年　　月　　日 |